

京都府人権教育・啓発施策推進懇話会（第21回）

平成24年7月24日（火）

午後1時30分～4時30分

京都ガーデンパレス「祇園」

○座長

本当に暑い中、遠いところ駆けつけていただきまして、ありがとうございます。

お手元の次第に沿って、議事としては1件、報告事項が数件ございますので、その順序で進めたいと思います。

それでは、第1の議題について、事務のほうから説明をお願いします。

意見交換

（1） 「新京都府人権教育・啓発推進計画の推進について」

①平成23年度人権教育・啓発事業実施状況について

○事務局

それでは、平成23年度人権教育啓発事業実施状況について、資料の1と2により各部署から説明します。

まず、人権啓発推進室から説明します。どうぞよろしくをお願いします。

資料1の37ページをお開きください。限られた時間ですので、主な事業を説明します。

啓発事業の取り組みの基本的な方針としまして、一番下に取り組みの方向として大きく四つにまとめています。一つは、マスメディアを活用した啓発、もう一つは、若い世代に対する人権の啓発、さらにNPOや市町村との連携、最後に四つ目が、市町村への支援です。

具体的な事業について、39ページをお開きください。こちらはマスメディアを活用した広報啓発です。まず新聞意見広告ですが、特に5月の憲法週間、8月の人権強調月間、12月の人権週間に際して、新聞各紙にそれぞれの時期に応じた意見広告を掲載しているところ です。

次に2番目の人権口コミ情報ですが、京都新聞に12月1日から10日までの10日間、できるだけ府民の皆さんに身近な話題をわかりやすくまとめた話題を連載しています。こちら

は冊子にまとめて、広く府民の皆さんに配布して活用いただいています。

続きまして、40ページのAM放送ですが、「京都人権情報」と題して、11ほどのテーマを1月から3月に、再放送も含めして24回放送しました。約30件の意見をいただけて、非常にわかりやすく伝えていると好感を持った意見が多くありました。

それから、41ページのFMラジオ放送ですが、できるだけ若者を対象にしていまして、音楽アーティストからいろんな人権に関するメッセージをいただく番組です。こちらも番組に対する意見が多数寄せられていて、昨年度は210件余りも意見をいただきました。例えば、「しんどいことがあっても、どんなことがあっても1人で生きていけないし、いろんなことに感謝することが大事だと思う」「命の尊さを改めて感じた」など番組を通して人権について考えていただくきっかけになっているのではと思っています。

続きまして、42ページをご覧ください。「MO' COOL FESTA 2011」について、こちらも若者向けですが、祇園祭の宵山の日エフエム京都主催のイベント会場にブース出展をして、来場者から幸せを感じる瞬間を言葉にした「ハッピーエピソード」を募集し、約300枚メッセージをいただくことができました。

次に「HUMAN LIVE KYOTO 2011」として、昨年9月25日に京都駅ビルで人権啓発学生サポーターが音楽イベントを実施しました。2,500人余りの方の参加をいただきました。大学生がスタッフとして約60名で運営をしたところです。「スタッフも問題意識を持って取り組むことができた」、「スタッフ自身が人権を考えるきっかけになった」という感想を寄せており、来場者からも学生が学生に対してイベントをやっていくことへの前向きな評価をいただいたり、若者が自ら企画・参加する人権啓発活動ということで意義があるのではないかと声をいただきました。今年も実施する予定です。

続きまして、43ページの「京都ヒューマンフェスタ2011」について、昨年10月16日に京都テルサで実施しました。これには、NPO法人や大学にも参加をいただき、およそ3,700名の府民の皆さんの参加をいただきました。

その下の市町村連携フェスティバルについてですが、12月の人権週間の前後に三つの市町と連携をしたフェスティバルを実施しました。

続きまして、44ページの府民講座です。こちらも市町村やNPO法人と連携した催しで、昨年は向日市と長岡京市、大山崎町と実施をしたところです。

次に街頭啓発ですが、お手元に配布した付箋が今年度の啓発物品ですが、昨年はメモ帳

を配りました。府内各地で人権尊重に向けての街頭啓発を実施しました。

それから、49ページの人権啓発活動再委託事業をご覧ください。これは法務省からの委託事業で市町村が実施する事業です。その下の人権問題啓発補助事業と、さらにその下の地域交流活性化支援事業が、京都府が実施する補助事業ですが、それぞれの市町村が行う啓発事業に対する助成、あるいは市町村が行う地域の交流に資するような事業に対して助成をしている事業です。

最後に、50ページの京都人権啓発行政連絡協議会です。こちらは京都地方法務局が事務局で、国の機関と京都府、京都市が連携して、特に企業研修を中心に活動しているものです。

京都人権啓発活動ネットワーク協議会は人権擁護委員や社会福祉協議会がメンバーに入って、啓発活動を実施しているものです。

資料2の研修事業の40ページをご覧ください。

昨年度も人権啓発の指導者養成研修会を実施しました。8月8日に「人権文化の創造・人権まちづくりについて」、「生と死を見つめ、今を大切に生きるために」の二つの講義を行いまして、8月29日から31日までの3日間、「『場所』へのまなざし」というテーマでワークショップを行いました。

研修の効果としては、大体80%以上の参加者から役に立ったと回答いただいています。特に、ワークショップがおもしろい研修の手法だとか、新たな切り口の手法だとか、活用できる研修じゃないかという感想もいただきました。受講者は、知識を得るための講義をもっと増やしてほしいという声と、逆に参加型の事業で、新たな気づきなどが欲しいという声と両面ありますので、今年も同じような形で進めていこうと計画しています。

最後に、41ページの京都府内の相談機関等に係る担当職員研修会も実施しました。こちらは、今年の2月8日に講義と参加型の二つをあわせたような形の研修で、参加型では実践的な研修になって良かったと感想をいただいています。京都府の職員その他、市町村の職員や窓口業務に携わる方を中心にした研修で、実際に役立つ内容が非常に望まれるというアンケート結果でもありましたので、引き続き、継続していきたいと思えます。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

それでは引き続き、知事直轄組織、お願いします。

○事務局

知事直轄組織知事室長グループの広報課です。よろしくお願いします。

お手元の資料1の1ページをご覧ください。広報課では、広報紙や広報テレビ、ラジオ番組放送による府民への人権啓発、それから府政記者に対する人権に配慮した取材・報道の要請を所掌しています。

課題としましては、同和問題をはじめ、子ども、高齢者、障害のある人、女性、外国人にかかわるさまざまな人権問題を継続的に啓発していくことが重要と考えています。

取り組みの方向としましては、実際に生じている問題も踏まえて、各種広報媒体を活用し、人権が尊重される社会づくりに向けた啓発を行うこととしています。具体的な取り組みは、3ページから紹介しています。

まず、一番上のマスメディア関係者に対する働きかけとして、現在、府政記者会に17社、32名が加盟されていますが、その府政記者の入れ替わりの都度、「新京都府人権教育・啓発推進計画」の趣旨を説明するとともに、人権に配慮した取材、報道の要請を行っています。記者の皆さんには理解いただき、人権に配慮した取材及び報道がされており、継続して要請することが必要だと思っています。

次に、きょうと府民だよりですが、昨年度は、毎月118万部を発行して、8月号と12月号で人権についての特集をしたほか、その他の月においては、人権ロコミ講座の内容を紹介する記事を掲載しています。読者からは、命を考えることの大切さについて意見が寄せられるなど、府民だよりの記事が人権について考える契機の一つになっています。

資料の4ページからは、テレビ、ラジオの電波媒体の広報事業についてです。まず、テレビ番組ですが、毎月1回、30分の番組で、12月には人権スポットCMを4回放送しました。また、テレビスポット放送では、5月の憲法週間、8月の人権強調月間などに30秒のCMをKBS京都テレビで放送しています。

次に5ページのラジオ番組ですが、5月、8月、9月、12月に「きょうとほっと情報」という番組で9回、「Kyoto Prefecture Public Line」というFM放送で4回、人権についての番組を放送しました。

次に6ページの「Kyoto Prefecture Eyes」ですが、府の職員がαステーションのラジオ番組に出演して、DJのインタビューに答える形で人権問題に関する府の取り組みをわ

かりやすく説明しています。また、KBS京都やFM京都ラジオで8月の人権強調月間、12月の人権週間をフォローする形で集中的にスポット放送を実施しました。いずれにしても、一定定着した番組を活用しており、人権を自分自身にかかわる具体的な権利として認識を深めることができるよう継続していくことが必要と考えています。

広報課からは、以上です。

○事務局

それでは、知事直轄組織知事室長グループの国際課から、説明します。どうぞよろしくをお願いします。

資料の1の1ページにお戻りください。まず、所掌事務に関しましては、外国籍府民への支援、課題認識につきましては、人権尊重に基づいた正しい認識と十分な府民理解が必要であり、また、海外からの人材が地域に定着してもらえるような、さまざまな支援を行うこと、そしてまた、多文化共生の交流型社会の形成が重要だと認識をしています。

それでは、8ページをご覧ください。外国籍府民への情報提供ということで、一番上は公益財団法人京都府国際センターによる生活サポート情報の提供です。英語、中国、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語でホームページから提供をしています。アクセス件数は、22年度の約4万3,400件から若干伸びまして、約4万6,000件でした。

次に、ラジオ放送としてFM CO・CO・LOを活用しまして、英語と中国語による放送を行っています。

また、一番下の事業で、ホームページの多言語化として、英語、中国語、韓国・朝鮮語で行っています。また、メルマガに関しましても、英語版を月2回発行しました。いずれも、引き続き実施していきたいと考えています。

それから、9ページの京都府外国籍府民共生施策懇談会についてです。平成20年に設置しまして、今年で5年目になります。外国籍府民に関する諸問題や取り組むべき課題について、委員から意見を求めまして、毎年3月に、知事に報告しています。

委員の内訳は、有識者6名、一般の公募委員6名の12名で、そのうち外国籍府民が8名という構成で議論しています。

テーマについては、昨年度は、東日本大震災もありましたので、「災害等緊急時における外国籍府民への必要な支援について」というテーマで、3回にわたり議論をしています。

懇談会でいただいた意見を具体化、施策化したものとして、外国人のための医療ガイド

ブックの作成や、教育委員会の取り組みにはなりますが、24年度の入学試験のルビふり、試験時間の延長を行いました。

次に、10ページ一番上のきょうと留学生ハウスについて、こちらは新規事業になります。京都平安ホテル元従業員寮を、留学生を対象とした住宅38戸に改修しました。公募の結果、府内4大学に貸しています。

家賃は、共益費、光熱水費込みで2万4,800円で設定しています。

現在の入居者ですが、中国をはじめ9つの国、地域からの留学生に利用いただいています。

また、地元との交流は大切ですので、地元町内会との食事会なども開催していますし、また、上京警察署と連携し、自転車マナーの講義型の交通安全教室を開催しました。今後、グラウンドなどを借りて、実践的な交通安全教室なども開催していこうと考えています。

次に11ページと12ページには、防災や安心・安全に関するリーフレットを3点掲載しています。そのうちの昨年度の新規のものとしては、先程説明しました外国籍府民共生施策懇談会の意見を踏まえて「外国人のための医療ガイドブック」を作成しました。英語、中国語、韓国・朝鮮語にそれぞれ易しい日本語をセットにしたものです。府内市町村、地域国際化協会、国際センターなどで配布していきまして、24年度にはホームページからもダウンロードできる状況にしています。

国際課からは以上です。

○座長

ありがとうございます。

次は、職員長グループお願いします。

○事務局

職員研修・研究支援センターです。どうぞよろしくお願いします。

資料2の研修事業の36ページ以降をご覧ください。当センターでは、各部局の職員が人権問題の理解を深めて、職場の日常業務遂行の中で人権問題の視点を忘れずに実践する、そういう職員の養成をしていくことが極めて重要であるとして研修を行っています。

大きな柱としましては、当センターみずからが行う研修と、それぞれの部局の職場ごとに行う研修があり、集合研修とOJTの相互補完が大変重要だと考えています。

36ページをご覧ください。これは、当センターが行っている研修です。採用年次、役職

等のそれぞれ段階に応じて行っている研修をまとめたものです。アンケートを見ますと、若手職員では、「今まで教えられる立場から府民に気づかせる立場になった」など、職員としての自覚が出てきていることが伺えます。また、管理職研修では、昨年は震災時の危機管理における職員の心構えなどを取り上げたところ、非常に心構えについて役に立ったといった感想が寄せられており、全体として、年次や趣旨に則した受けとめがなされていると思われま

す。次に、37ページをご覧ください。これは、各職場ごとに研修を企画、実施する人権問題の職場指導者を置いて、その指導者と、これを補佐する主任向けの研修を実施しているところです。参加型研修の企画、実施の方法等を学ぶ新任者向けの研修を行ったり、あるいは世界人権問題研究センター主催の人権大学講座にフィールドワークも含めて参加することにより、各職場にふさわしい研修の企画、実施に役立てていただいているところ

です。続きまして、38ページの時々の人権問題を取り上げて行っている特別研修です。毎年秋に北部で2回、それから年が明けて1、2月に南部で5回、それぞれいろいろなテーマで、またワークショップなども取り入れながら、多くの職員が参加できるよう研修を行っているところ

です。続きまして、39ページをご覧ください。これはそれぞれの職場で行っている研修をまとめたものです。テーマは、例えば昨年、府が実施した人権問題アンケートから見えてくるものも含めて、同和問題、児童虐待を初めとする子どもの人権、在日外国人の問題、障害のある方への支援のあり方、教育職場では、発達障害や自閉症の子どもへの理解、問題など、また府民に信頼される職員を目指して、人権尊重の視点に立った仕事の進め方など、職務に関連の深い課題につきまして、外部講師だけではなく人権問題職場研修指導者など、府の職員も講師になり、さまざまなテーマや工夫を凝らして実施しているところ

です。職員全員の参加というのは、なかなか難しいですが、かなり多くの職員が参加していると思います。かつ、職員が参加しやすいよう、2回、3回と回数をふやして実施する部局もあります。昨年は約4,500名の参加を得たところ

です。職員研修・研究支援センターからは、以上です。

○座長

ありがとうございます。

次は、総務部お願いします。

○事務局

総務部です。資料1の17ページをご覧ください。

所掌事務としましては、個人情報保護制度を所管しており、個人情報につきましては、個人情報の漏えい事件が発生しています一方で、高齢者や、地域において支援を必要とされる方の把握等の必要な個人情報が提供されないという状況も、依然として見られております。このため、引き続き、個人情報保護制度の周知、啓発を図るため、各種会議、研究等の機会を利用しまして、周知、啓発を行っていきたいと考えています。

19ページをご覧ください。個人情報保護推進事業につきましては、府のホームページ等による啓発や各種会議、研修等の機会を利用した周知を、これまでも制度の内容や最新の動き等について情報提供等を行っていますが、依然として必要な情報提供が行われないなどの状況も見られておりますので、引き続き、関係部局と連携して周知を図っていきたいと考えています。

次に、府の公用封筒による啓発につきましては、継続の取り組みとして、公用の封筒に人権啓発標語の印刷を行っており、引き続き進めていきたいと考えています。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

次、政策企画部、お願いします。

○事務局

資料1の21ページをご覧ください。

政策企画部では、府政の総合企画及び調整に関することを所管しており、「明日の京都」が該当します。「明日の京都」では、「京都府政運営の基本理念・原則となる条例」において、府民一人ひとりの尊厳や人権の尊重を基本的な考え方として明記するとともに、長期ビジョン、中期計画、地域振興計画で、人権尊重の重要性を明確に位置づけています。同和問題をはじめ、女性や子ども、外国人など、さまざまな人権問題が存在し、またインターネットの普及などで時代の変化に伴う新たな人権侵害が増加している現状です。こうした問題の解決に向けて、あらゆる機会を通じた人権教育・啓発などの取り組みについて事業を所管する関係部局と連携して、指標や数値目標による「明日の京都」の進捗管理を

通じて計画の着実な推進に取り組むこととしています。

次に、具体的な事業の実施状況ですが、23ページをご覧ください。世界人権問題研究センターへの運営助成です。センターは、同和問題や定住外国人の人権問題など五つの研究部門を設けまして、総合的に調査研究を行う専門的な研究機関です。今年4月には、公益財団法人へ移行したところです。

京都府では、センターの研究活動の充実を図り、その研究成果をなるべく広く府民に還元されるよう、運営費の助成を行っており、人権大学講座や季刊誌の発行、ボランティア人権ガイド、高等学校への出前講座などに取り組んでいただいているところです。昨年12月には、京都市内及び福知山市内で人権問題シンポジウムを開催し、多くの府民、市民の皆様にご参加いただいたところです。

京都府としましては、引き続き支援をしていきたいと考えています。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

それでは、府民生活部、お願いします。

○事務局

それでは、人権啓発推進室以外の府民生活部の状況を説明します。

資料1の25ページからです。府民生活部では、男女共同参画の推進、それから安心・安全なまちづくり、青少年の健全育成といいます、府民生活に密接にかかわる課題に取り組んでいるところです。

また、府立消防学校を設置しまして、府内の消防職員、消防団員の初任者教育、幹部教育を通じた人権研修・啓発にも努めているところです。

所管事項の課題認識としましては、特に女性、青少年について、犯罪に巻き込まれるという非常に深刻な状況が続いており、犯罪被害者への支援と併せて、引き続きしっかり取り組んでいかなければならないと考えています。

その取り組みの方向としましては、府単独、あるいは国や市町村との連携だけではなく、民間団体や地域の方々ともしっかりと協働して、さまざまな課題の改善に取り組んでいく必要があると考えているところです。

資料1の27ページをご覧ください。まず、犯罪被害者支援についてですが、平成19年度

に発足しました京都府犯罪被害者サポートチームを中心に、引き続き官、民の垣根を越えた総合的なサポートネットワーク体制により取り組みを進めているところです。

現在は、サポートチームの事務局の安心・安全まちづくり推進課の専用電話で、被害者本人や家族の方からの相談を受付しているほか、公益社団法人京都犯罪被害者支援センターでも、フリーダイヤルの相談電話を設置し、被害者の方や家族の方が相談しやすい環境をつくっているところです。それとともに、相談される方々の心情に配慮して、迅速かつ的確に専門的な機関等へ引き継ぎができるよう、日ごろから関係機関との連携を図っているところです。

さらに、犯罪被害者を支えることの重要性につきましては、社会全体で理解を深めていただくために、特に府内全市町村に担当窓口ができたことから、市町村の担当者を対象にした研修会を23年度は北部、南部の方面別で4回実施しています。

そういう取り組みと併せて、その市町村との協働による府民、住民向けの講演会の実施もしまして、地域レベル、住民レベルでの理解の促進も図ってきたところです。

それから、次に資料1の28ページから34ページの男女共同参画の取り組みについて主な事業を説明します。

28ページのKYOのあけぼのフェスティバルにつきましては、京都テルサの会場におきまして、約1,300人の参加をいただきました。講演会やワークショップ、それからあけぼの賞の授与を実施しました。

次に、京田辺市、京丹後市とそれぞれ協働しまして、地域フェスティバルも開催をしました。昨年度は、大学生から80歳代ぐらいまでの幅広い世代の参加者に交流をいただいて、それぞれ世代を超えたネットワークの拡大に寄与できたと考えています。

それから、29ページの下段の女性国内交流事業、いわゆる女性の船ですが、これも昨年6月に75名の参加を得まして、船上研修等を実施したところです。95%の参加者から、参加そのものに対する評価と、それから実際に船上での相互の交流が具体的に出来て、帰ってきてからの活動の拡大に繋がっているという声もいただいているところです。

次に、30ページの下段の女性相談事業につきましては、女性が抱えておられる家庭や地域での悩みから、職場での接遇、人間関係など、さまざまな問題に対して相談、カウンセリングを実施してきています。

相談件数は、その前の年よりも800件以上増加しまして、約4,500件になっています。実

際のところ、このうち約550件が実際に面談で相談をした実績です。その面談の相談実績の9割ぐらいが相談解決になっており、個々の面接の相談を引き続き大切にしながら、家庭支援センターや自立就労サポートセンターなどの庁内、あるいは民間といった関係機関と密接な連携をして、的確な引き継ぎや効果的な相談に努めていきたいと考えています。

次に、31ページのドメスティック・バイオレンス対策について、被害者の自立支援の一環として、心理的なケアも含めた被害者同士のグループワーク、グループカウンセリングを中心に実施してきています。引き続き、DV根絶に向けた啓発講座の開催、それからこういうカウンセリングの推進によって、少しでも被害者の自立の一助になっていきたいと考えているところです。

それから、33ページの一番下段、マザーズジョブカフェ推進事業についてです。これは、子育てしながら働きたい女性や、ひとり親の家庭の方々などのニーズに応じて、子育てと就業をワンストップで支援する形で、京都ジョブパークにマザーズジョブカフェを設置しています。23年度は来場者が延べ1万1,731人、それから就職内定が750人という状況です。

このマザーズジョブカフェでは、就業相談や職業訓練、それから就職活動、こういった活動を実際に女性にさせていただくときに、一時保育を併せて実施しています。24年度は、この一時保育の期間を延ばして、さらに利便性を高めていきたいと考えています。

それから、次に34ページのワーク・ライフ・バランスセンターの設置・推進事業です。平成23年11月に公労使一体で運営します京都ワーク・ライフ・バランスセンターを開設しました。中小企業支援チームを中心に、中小企業の取り組み、あるいは中小企業への各種制度の紹介など取り組みを進めており、「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業としての宣言や認証に繋げていっているところです。

宣言企業は283社、累計で651社、それから実際の取り組みまで進めていただいている認証企業が、昨年度、新規で25社、累計で66社になっています。

それと併せて、地域主体でワーク・ライフ・バランスを考えていくということで、大学と連携して各種セミナー、きっかけづくりと、こういったものを実践活動として取り組み、11回実施し、延べ260人の参加がありました。

次に、35ページの青少年の社会環境浄化推進です。青少年を取り巻く社会環境は、年々厳しくなっており、青少年健全育成条例に基づいて、引き続き、あらゆる場面での環境浄化に取り組んでいるところです。

有害図書類の指定や各種店舗への立入調査の実施、さらには、非常に深刻化してきておりますインターネット上の有害情報、これらから青少年を守るという観点で、携帯電話のフィルタリングサービス、これを解除するときの手續の厳格化を条例を改正して、昨年23年4月から具体的な実施、施行しています。立入調査時に電話販売事業者への聞き取り調査できつちりと状況を掴んでいくことや街頭啓発でそれらを簡単に解除するのはだめですよといったことの周知徹底を実施してきているところです。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

次に、文化環境部、お願いします。

○事務局

資料1の53ページをお願いします。文化環境部は、私立学校や宗教関係者に対する人権教育啓発の推進や、スポーツ及び生涯学習の推進に関する事務を所掌しています。また、府立医科大学、府立大学においては、府と連携のもと、公立大学法人において人権教育授業を実施しているところです。

具体的な取り組みにつきましては、55ページ以降をお願いします。まず、私立学校における人権教育の際に、教職員の方々に参考としていただけるような人権啓発資料を作成し、府内の私立学校に配布しているところです。実際の授業に役立つような実践事例を中心とした内容としております。

次に、「京の府民大学」開設事業ですが、府民の皆様の自主的な生涯学習を支援するため、多種多様な生涯学習関連講座を京の府民大学として整理、体系化してインターネットで広く府民の皆様に情報提供しているところです。昨年度は、人権教育事業について32講座の情報を提供し、講座時間数は279時間、延べ3,633人の方に受講いただいたところです。

続きまして、56ページから57ページの府立大学、府立医科大学の授業についてです。府立大学の人権教育授業については、学生の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施しているところです。定期的に学習内容の見直しを行って、授業内容の充実、改善を図っています。

府立医科大学の人権教育授業については、医学科、看護学科の学生の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について理解と認識を深めるための講義を実施しているところで

す。

続きまして、資料2の研修事業についてです。7ページにありますとおり私立学校人権教育研修会を実施しているところです。

また、8ページから11ページのとおり、府立大学と府立医科大学において、教職員や医療従事者への研修を実施しています。

また、42ページのとおり、宗教法人関係者人権問題研修も実施しています。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

それでは、健康福祉部、お願いします。

○事務局

健康福祉部です。資料1の59ページから68ページをご覧ください。健康福祉部では、福祉・医療など、府民の生活、暮らし、健康に直結した分野を所管しています。人権問題としては、社会的に弱いとされる立場にある方の人権を守る取り組みが中心ですが、その対象としましては、高齢者や障害者、子ども、病気を抱えている方々、経済的に困窮されている方々など、大変幅が広く、その中でもきめの細かい取り組みが求められているところ
です。

まず、61ページをご覧ください。高齢者の関係ですが、認知症総合対策事業について、認知症の方やその家族の方が安心して暮らせる環境づくりを整備する取り組みとしまして、認知症サポーターの養成とともに、認知症を正しく理解していただく取り組みや巡回相談会の実施など、家族支援を実施しているところです。

また、65ページの高齢者や障害者の権利擁護の推進についてですが、近年、マスコミ等でも取り上げられて話題になっています、高齢者虐待の実態調査を実施し、結果を公表しています。また、窓口となっている地域包括支援センター職員向けの研修実施や成年後見制度の利用促進なども行っています。

なお、京都府では、今年度6月1日に京都府障害者・高齢者権利擁護支援センターを立ち上げまして、専門家の方々と協力して、虐待事案に対する市町村への専門職チーム派遣や、マニュアル、パンフレットを作成し、成年後見制度の利用促進に向けた広報、啓発、人材育成などに取り組んでいるところです。

次に66ページの児童虐待総合対策事業ですけれども、近年、子どもの虐待に関する痛ましい事件が報道されています。また、通告案件も増えており、府民の皆様に広くお知らせすることで、地域の子どもの目を配り、虐待を未然に防ぐよう協力を呼びかけることが重要と考え、11月のオレンジリボンキャンペーンなど、関係機関と協力したさまざまな防止キャンペーンの啓発事業等を実施しているところです。

次に少し戻っていただいて、62ページの緊急自殺防止事業についてです。自殺ストップセンターを京都府の精神保健福祉センターに設置し、こころの健康相談等の各種相談事業のほか、関係団体への支援に取り組んでいます。平成24年度につきましては、このような取り組みをもとにネットワークによるオール京都体制で支援できる仕組みの構築を目指しており、苦しい人に寄り添い支え、生きるための再チャレンジを支援する施策として、関係機関連携による相談支援、いのち支え隊や気軽に立ち寄れる居場所カフェの設置、救命救急センターとの連携などに取り組むこととしています。ほかにも発達障害者支援事業や障害者、エイズ、ハンセン病に関する啓発事業など、さまざまな取り組みも実施しているところです。

最後に、資料2の研修事業12ページから22ページについてです。

医療に携わる方、社会福祉施設関係の方々など、多くの関係機関、団体に対する人権意識を高めるために、さまざまな人権研修を実施しています。健康福祉部の職員を初め、民生児童委員や生活保護にかかわる職員、保育所職員や福祉施設で働く職員等を対象に、自殺問題について、あるいは精神疾患の基礎知識、児童虐待の未然防止、早期発見の取り組みについてなどを研修テーマとしまして、講義やグループ討議などの研修を実施したものです。

このような研修につきましては、継続することが大切であると考えていまして、毎年、このような研修を実施しているところです。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

商工労働観光部、お願いします。

○事務局

商工労働観光部です。

資料1の69ページからお願いします。人権問題の関連事業としましては、府内の企業、商工団体の人権意識の向上と諸課題の解決を図るという観点での事務を所掌しています。

企業における雇用や労働環境、個人情報保護、事業活動についての、常に人権問題の意識を持って対応していただくことが重要だと考えていまして、府内企業の代表者や商工団体の役職員を対象に人権啓発の取り組みを推進しているところです。

具体的な事業について、資料1の71ページからになります。

商工労働観光部では、人権に関する事業として、大きく三つの事業を推進しています。一つは、公正な採用選考の推進、二つ目には、府営工業団地で実施される人権研修に対する補助、それから三つ目には、中小企業の労働相談事業といった形で進めています。

まず一つ目が、71ページの上段の公正な採用の選考のための啓発事業です。6月10日から19日までの公正採用選考推進旬間を契機としまして、ポスター、新聞意見広告、テレビスポットなどにより、周知や啓発などを実施しています。

募集や採用は、応募者の適正能力のみを判断基準とする採用選考にしてくださいであるとか、求職者の個人情報の適正な取り扱いをよろしく願いますなど、そのような内容になっています。

次に、下段の府営工業団地立地企業人権問題研修補助事業ですが、これは府が造成した福知山の長田野工業団地と綾部の綾部工業団地の二つの工業団地の立地企業で、それぞれ社団法人を構成し、その社団法人が行う人権研修に対しまして、府が補助をしている事業です。

続いて72ページの労働相談についてですが、23年度の労働相談の件数は、全体で1,812件となりまして、前年度から11.7%増になっています。その内容及び実績のところの内訳は、一般の労働相談が1,457件、非正規労働ラインという電話相談が272件、それから要予約によります弁護士による面談の特別労働相談が60件、メンタルヘルス、産業カウンセラーによる相談が23件という内訳になっています。

23年度の傾向としましては、平成19年度には、労働相談は800件強ぐらいでしたが、20年度に1,389件と増加以来、かなり高い傾向が4、5年続いている状況です。相談全体に占める非正規の労働者の割合は35.6%と、前年に比べて増加している状況です。

相談内容につきましては、賃金に関する相談が最も多く、以下、労働時間や休暇に関すること、それから退職・退職金に関すること、それから解雇・退職勧奨によることなどが

続いています。退職や退職金に関する相談が、前年度比で70%余り増えて、逆に解雇や退職勧奨、賃金などに関する相談は減少したという傾向が見られます。

それから、使用者側からの相談は全体の3.2%となっており、やはり労働者側からの相談が中心という状況です。

相談に対しましては、55.9%の過半数につきまして、相談員が制度の説明をしたり、使用者との交渉方法のアドバイスをしたり、専門的な助言を必要とするケースについては弁護士による相談やメンタルヘルス相談などを紹介しています。それから、相談内容によっては、労働基準監督署にある申告や労働委員会や労働局のあっせん、ハローワーク等での相談など、権限のあるところに紹介をするということを行っています。

続きまして、研修事業に関する説明ですが、資料2の43ページをお開きください。

まず、資料2の44ページの商工業関係団体役職員等人権啓発研修会ですが、府内企業の代表者、商工業関係団体の団体の役職員を対象に、府内の3会場で230名の参加を得まして、9割以上の方からよかった、おおむねよかったとの評価をいただいています。

続きまして、45ページの府営工業団地立地企業人権問題研修について、これは先ほど説明した補助をしている長田野、綾部、両工業団地の企業の研修とは別に、府が主催をしまして立地企業に研修をしている事業です。これについても6割ぐらいの企業が参加、そのうち8割ぐらいの企業から好評の評価をいただいています。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

次、農林水産部、お願いします。

○事務局

資料1の73ページをお願いします。

農林水産部では、二つの事業があります。一つは、農林漁業関係団体職員を対象にしまして、毎年、テーマを定めて研修会等を実施しています。もう一つは、農山漁村における男女共同参画社会づくりのために起業化、あるいは経営向上のための講座、セミナーの開催など、支援を行っています。

具体的には、75ページをご覧ください。農林漁業関係団体役職員の人権啓発研修補助で、農業協同組合中央会、漁業組合連合会、森林組合連合会において、研修や啓発資料の作成、

配布されることに対して支援を行っています。これらを通じまして、さまざまな人権啓発について考えていただく機会を持っていただいたり、あるいは周知を図ることができたと考えています。

もう一つが、76ページの農村女性育成事業です。農山漁村で、まず女性の地位向上、あるいは農業経営に対しての方針決定の参画等の促進を図るために、家族経営協定の締結を促進しています。平成23年度は7組の締結がありまして、累計280組となっています。それから、女性の起業活動、あるいは社会参画の取り組みを支援するために、農産加工等の企業活動支援、あるいは農村女性組織の育成としまして、さまざまなセミナー等を開催しています。講座の卒業生が、現に起業された例や、あるいは直売所や農産加工に取り組む女性などは、すぐに現場でそういったノウハウを活用されたりと、非常に役に立っていると評価いただいています。

それから、資料2の46ページの研修事業をお願いします。

農林漁業関係団体職員人権啓発研修で、京都府と農林漁業関係の11団体との共催で、北部と南部とで研修会を開催しています。昨年度は、北部は宮津、それから南部は京都市内で1月に開催し、同和問題について見識の深い先生の研修や啓発映画を見たりと理解を深めていただいたところ です。

今年度も、世界人権問題研究センターの協力を得て、講師の選定等も進めているところです。やはり毎年、こういった研修については、いろいろな情報や助言をいただきながら、よりその時々に適したようなものを行っていく必要があると考えています。

以上です。

○安藤座長

ありがとうございます。

建設交通部、お願いします。

○事務局

建設交通部です。よろしくをお願いします。

資料1の77ページをご覧ください。建設交通部では、建設業者向けの人権問題研修が1点と、宅地建物取引業関係者の啓発事業の2点となります。

まず一つ目は79ページの宅地建物取引業者人権啓発事業です。内容は大きく二つに分かれています。一つ目が、業者の研修会の中で行っている啓発事業になります。関係団体

が二つありまして、それぞれ行っている研修会の中で、DVDの鑑賞や一昨年度に関係団体とともに行いましたアンケート調査の結果、あるいは昨年度策定しました京都府の宅地建物取引業における人権問題に関する指針についての説明を行っているところです。それと併せて、宅地建物取引主任者の法定講習が免許が5年更新になっており、5年に一度受けていただく法定講習が年に15回ありますので、その中で人権啓発の時間を設けて、先ほどのアンケート結果や指針の内容について説明しているところです。

もう一つの建設業者向けの研修については、資料2の47ページをご覧ください。こちらでも毎年度、南部、北部に分けて建設業者を対象にした研修事業を行っているところです。昨年度からの変更点として、総合評価の競争入札において、この研修を受講されることによって、その総合評価の評価項目の一つにカウントされるように制度を改正しました。この効果もありまして、実際に受講者のほうも大幅に増加しているところです。南部で113名というのが昨年度の実績ですが、一昨年度までは20数名とか非常に少ないところがありました。まず何とか受講者を増やす取り組みが必要だろうということで、そういった取り組みをしたところです。

建設交通部からは以上です。

○座長

ありがとうございます。

それでは、警察本部、お願いします。

○事務局

警察本部です。所掌事務については、資料1の91ページ、個別の事業は93ページをご覧ください。

まず一つ目、犯罪被害者支援として、犯罪被害に遭われた方に対する支援活動を挙げています。まず、被害者の支援として、被害者の手引き等の作成、配布を行っており、支援の対象となる被害者等に対して配布をしています。

次に、捜査過程における被害者の二次的被害の防止として、指定被害者支援要員制度を設けて、警察署等に配置されている被害者支援要員が犯罪被害発生時から、必要に応じて被害者等をサポート、本部犯罪被害者支援室のカウンセラーによる相談、カウンセリング等も実施しています。その他、犯罪被害者支援に係る体制強化としまして、研修会等の実施や執務資料の配布により、犯罪被害者支援に必要な知識等を各職員に教育しているところ

ろです。

次に、94ページの被害少年等に対する支援について、少年の相談事業の充実を図るため、面談相談や電子メールを活用した相談を実施しています。また、24時間対応の電話相談、ヤングテレホンを開設しており、北部地域に対する対応としましては、少年サポートセンターに配置されている臨床心理士が北部地域に赴き、相談等の対応を行っているところで

す。

次に、サイバー犯罪対策ですが、関係機関と連携してインターネットセキュリティ対策学校連絡会等を通じて、サイバー犯罪の未然防止について啓発に努めています。参考までに、サイバー犯罪に対する相談への対応としては、平成23年中は1,816件を受理しています。

その他、研修については、資料2の24ページから35ページをご覧ください。

新任警察官に対する採用時教養や職務倫理教養を初めとして、各種研修会を実施していますが、平成23年度については、先ほども説明しました犯罪被害者支援担当者研修会や性犯罪指定捜査員の研修会等の被害者支援教養の拡充を図っています。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

それでは、最後、教育委員会、お願いします。

○事務局

教育委員会から説明します。

資料1の81ページをご覧ください。所掌事業としましては、学校教育と社会教育です。教育委員会におきましては、「新京都府人権教育・啓発推進計画」を踏まえて、また昨年1月に作成しました京都府教育振興プランに沿って学校教育、社会教育、あらゆる教育活動を通じて人権教育を推進しています。

具体的な事業の実施状況について、資料2の83ページをご覧ください。まず、人権学習実践事例作成についてです。平成17年度から5カ年計画で児童生徒の発達段階に応じた人権学習資料集を作成してきました。22年度までに小学校編の低学年、中学年、高学年用、それから中学校編、高等学校編を作成しました。これらの学習資料集を効果的に活用している事例を集めまして、23年度に小学校から初め、3カ年計画で小・中・高の実践事例集

を作成し、各小・中・府立学校等へ配布する予定です。平成23年度につきましては、小学校版の実践事例集を作成しまして、小・中・高等学校へ配布しました。さまざまな教育活動を人権教育の視点で関連づけた実践例を示すことで、比較的初任者でもわかりやすい資料として作成しました。

次に、資料の84ページをご覧ください。前のページと同じく、人権教育資料として、人権教育進路保障資料を作成しました。内容につきましては、援護制度一覧を作成するもので、経済的理由で児童生徒が希望進路を断念することがないように、国・府・市町村等が実施しています事業を掲載しています。

外国人児童生徒の就学保障の観点からも、英語、中国語、韓国・朝鮮語版もホームページには掲載しています。

それから、次に85ページと86ページをご覧ください。人権教育研究指定事業についてです。文科省の事業で、一つが研究指定校事業、それから総合推進地域事業、この2種類になります。

まず、85ページの研究指定校事業について、これは人権教育を培うための学校教育のあり方について、幅広い観点から実践的な研究を行い、人権教育に関する指導方法の改善、充実を図るものです。平成22、23年の2年間、府立綾部高等学校におきまして、「生徒の生きる力を育て、地域に根ざす人権教育」、それを研究主題として取り組みを行ってきました。

それから、86ページの人権教育総合推進地域事業ですが、こちらは学校、家庭、地域社会が一体となった人権教育の総合的な取り組みを推進し、地域全体で人権意識、人権尊重の精神を高めて、一人一人を大切にされた教育の充実を図ることを目的にしています。平成21年度から3年間、亀岡市の詳徳中学校区、中学校1校と小学校2校ですが、そちらで「自己を尊重し、他者を尊重できる人権感覚の育成」を研究主題にしまして、学校、家庭、地域が相互に連携して人権教育の推進に取り組んできました。

次に87ページのトータルアドバイスセンター設置事業についてです。不登校やいじめなどの学校教育に関することや、子育てやしつけなどの家庭教育に関することについての悩みや不安を抱く子供、それからその保護者等に対して、電話、来所、巡回による相談を実施するものです。電話相談につきましては24時間、またメールによる相談も実施しています。また、複雑で専門的なアドバイスが必要な場合は、精神科医、それから臨床心理士に

よる府総合教育センターや北部研修所での来所相談、それから近くの教育局において巡回相談も行っています。

次に88ページをご覧ください。こちらは学習教材・啓発資料整備についてです。学校、地域社会、職場等で人権について学ぶことができるように、学習教材、啓発資料を整備するものです。視聴覚教材としまして、平成23年度末で16ミリフィルムで199本、ビデオ287本、DVD34本を保有し、貸し出しを行っています。昨年度は、ビデオ・DVD147本の貸し出しを行いまして、延べ約5,000人ほどの方に視聴していただいています。

それから、次に89ページの森と小川の教室推進事業ですが、南丹市のるり溪少年自然の家、それから南山城村の南山城少年自然の家を活用しまして、自然の中で障害のある子供も一緒になって共同生活を行うという事業です。参加者、子供たち、それからボランティアの方々につきましては、この活動を通じて互いに多様な立場を理解し、支援する心などが養われるよい機会になったと意見をいただいています。

次に資料2の1ページをご覧ください。教職員に対する研修につきましては、大きく一つは、伏見区の京都府総合教育センターにおける計画的、系統的な研修、それからもう一つは、各学校で各学校の実情に応じて実施する校内における研修、この2本を柱としまして、教職員の人権意識の高揚と指導力の向上に取り組んでいます。

まず、京都府総合教育センターで、経験年数やライフステージに応じた研修を、人権教育に関する認識と指導力の向上を図るためにそれぞれ実施しています。

具体的には、資料の研修テーマに掲載していますが、一番左のほうが初任者・新規採用者研修及び10年期研修を実施しています。それから、人権教育講座について、一般の教員が参加するものと管理職が参加するものの二つに分けて実施しています。また、一番右側には、学校事務職員に対する研修を実施しており、平成23年度は、1,280名の教職員が受講しています。

次に2ページに各学校における人権研修の概要を掲載しています。各学校で、それぞれの地域や学校の実態を十分考慮して研修計画を策定し、さまざまな研修を実施しているところです。

それから、3ページの人権教育指導者研修会についてです。府内の社会教育関係職員を対象に、指導者としての資質向上を目的として、年2回実施しています。23年度は、参加型学習の実践を通じて研修を深め、それから参加者の経験年数別に講座を設定しました。

アンケート結果では90%以上の参加者から満足したと回答をいただいています。

その後、4ページから6ページの人権教育行政担当者協議会ですが、京都府内の五つの教育局ごとに行政担当者を対象に研修、それから人権に関する課題解決の方策について協議、各市町村の取り組み状況の情報交換を実施しまして、資質向上と関係機関の連携を図るという事業も実施しています。

教育委員会の事業の説明は以上です。よろしく申し上げます。

○座長

ありがとうございます。

例えばいじめの問題は、社会福祉だけではなく、教育現場の問題や地域社会に直結する問題として、全体をお聞きしたほうが意味のあるコメント、質問が出るのではないかと思います。ですのですべての部局からまず報告をいただきました。

それでは、今までの報告に対して全体を通してでも、あるいは部分的にでもコメント、質問がありましたらお願いします。

委員、どうぞ。

○委員

資料1の30ページの女性相談事業で、各種相談が800件以上増加しているとありまして、特に職場におけるものとはどういった内容が多いのか、もう少し教えていただければというのが1点です。

それから、中小企業労働相談事業については、今までと違って大変詳細にわたりまして説明をいただきましたので、非常に助かります。処理についても整理して報告いただいたので、そのところはよくわかりましたが、この中小企業労働相談事業は、知事部局直轄の労働相談でしょうか。また別のところなのか教えていただきたいと思えますし、いずれにしても京都府での労働相談の次の紹介場所としては、労働局などいろいろありますが、京都府の労働委員会が一番適していると思えますので、ぜひそちらに紹介いただきたいと思えます。

それから、やはり今回、直近で大津市のいじめ問題が、犯罪としてエスカレートして取りざたされています。それからもう一つは、ちょっと前ですが、亀岡での交通事故の件がありました。

この二つは、記憶の新しいところで、教育の方と警察の方がどう受けとめておられるの

かなということについては聞きたいと思っています。この場はそれを語るところではないかもしれませんが、別に正回答を聞くということではなく、どういうふうに受けとめられているか、一番最後に説明のあった警察と教育の方で印象深いこともあって、コメントがいただけたらと思います。

○座長

ありがとうございます。

初めに、関連、あるいは独立した別の質問があれば、まとめてお受けした上で回答に移りたいと思います。

委員、どうぞ。

○委員

関連があるところから、まず資料1の72ページで、中小企業労働相談事業のことを委員が詳しく報告あってよかったとありましたが、私、こういう相談をしたときに、その結果、相談してどうなったかという、相談した方にとってそれが成功というか、相談の解決になったかどうか、というようなフィードバックのシステムがあるのかなのか教えてください。

なぜならば、同じような報告で、30ページの女性相談事業は550面談があつて、うち相談解決件数何件という表現をされていたようなので、相談の中身が違うので、まとめては言えないのかもしれないですが、相談して解決するのかどうか教えてほしいんです。

もし解決のフィードバックができないのならば、例えば解決した方に整理番号でも配っておいて、解決した時には、1カ月後でもいいですからインターネットで何番解決しましたというような回答をいただくとか、何か仕組みをつくっていくことができたかなと思いつながら聞いていました。

それから94ページの警察本部の相談事業で、ヤングテレホンの効果的な運用ということで、435件の少年の相談があったとありますが、例えばこういう少年の相談というのが匿名でない場合、内容によって学校につなぐとか、要するに警察と学校で何らかの連携をとることの可能性があるのかなのか、実際やっておられるのかどうか、連絡を取って良いときと悪いときがあると思いますが、お聞かせいただきたい。

そういう意味では、せっかくここでそれぞれの部局から報告いただいております、例えばヤングテレホンをどうつなぐかや、留学生ハウスに子どもがいる世帯の方が入ってくると、

学校に子どもが通うことになるわけですね。そこで、留学生の子どもの就学支援をしてあげるとか、あるいは若者に対する啓発活動を音楽活動を中心に人権啓発推進室ではやっています、片方では若年層に対するDVの予防啓発を非常によくやらなきゃいけないということが指摘されていて、だけど、前者の啓発活動にはDVの話はほとんど入っていないので、せっかくそれぞれがやっている啓発を部局同士での連携や話し合いなど連携のあり方を、せっかくの機会なので、ぜひ生かしていただきたいと思います。

○座長

ありがとうございます。

委員、どうぞ。

○委員

亀岡の交通事故、それから祇園の暴走事件がありました。個別具体的な話になるかもわかりませんが、京都府警では被害者の二次的被害の防止というのを犯罪被害者支援事業で挙げておられて、これまでもやってこられたと思いますが、特に亀岡の交通事故の件についてどう考えておられるのか、その後の対応をどうされたのか、質問したいと思います。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

どうしても縦割りや個別の事業展開になってしまいがちだが、行政の相手は個々の府民ですから、府民の立場からは、行政のやっтерことはどういう意味があるか、全体としての京都府になりますので、今のいずれの発言もそれにつながってると思います。つまり、第三者評価や、フィードバックなど、とりわけ担当部局の人権啓発推進室としてはどう考えられるのかということは、共通の問題であろうと思います。

ほかの委員、どうぞ。

○委員

大津のいじめに関することではずっと悩んでいます、それに関して、関わっている関係機関でも、以前から子どもたちがいじめに関する先生に相談しても、その反応がないとか、わかってくれないとか、言ってもどうもならないとかという声は、もう常々聞いてきたことです。そこに私たちがどう対応するかというときに、まずその子の一番置かれている心理的なことを受けとめることから始めていくんですが、その最後にはやはり周

りの支援者がないと、その子だけじゃどうにもならないという現状をすごく感じます。一番身近な先生に相談したときに、何もその対応をしていただけないなどと聞くと、かなりせつなく、しかし私たちがそこへ行くことができないという思いで聞いています。今回のことでは大人の対応のあり方、かなりの総合的な課題があると感じています。

そんな中で、資料1の27ページの「いのちを考える教室」について、どういう教育をされてるのか教えていただきたいと思います。

また、児童虐待などの件でも、京都府としてもこういう手を差し伸べますよとか、何か救いの手がありますよといったようなキャンペーンやSOSの場所をつくることって必要じゃないかなと思ってます。そういう意味では、先ほど意見にもありました、そういう発信のあり方や、今、私たちが何をすべきかということが一番論議していただきたいと思っています。

○座長

ありがとうございます。

ほかにもし何かあればどうぞ。

○委員

私が最近ずっと気にしてますのは、7月9日から新しい入管法が施行され、外国人をめぐっては、戦後の外国人登録制度がなくなって、新たに外国人も住民票の中に組み入れられるというとても大きな改変がありました。昨年度の実施状況の議題ではないですか、国際課の外国籍府民共生施策懇談会では所轄ではないということで、どこで問題提起をしたらいいのかと思いながら、各部局がせっかくこうやって集まっておられる場で、縦割りの話ではないので、発言させていただきます。やはり大きく変わるということで、どういうところが変わるのか、外国人の中には不安もあります。

在日韓国朝鮮人に関して言えば、在留カードには通称名は記載されなくなるということで、いろんな混乱が生じるのではないかと考えて心配もしてるのですが、そういうことに関しても、法律自体は何年か前に変わってたのに、施行までの間に全くそういう周知というものがされていないように思います。一般の人たちは何が起こるかわからない状況で、民間新聞にも、7月9日に新しい制度が実施される前に、外国人登録の原票記載事項証明書をとっておいて大切に保管しておいたほうがよいとありました。家族関係とか、いろんなことが、私たちは住民票に入っても戸籍は日本の戸籍に入るわけではないですから、そ

ういうものが日本の公の文書では証明できなくなりますよと。だから今のうちに該当の原票記載事項証明書をとって大切に保存しておきなさいというメッセージが一部回ったんです。でも、もちろんそういうことは全然知らない方もたくさんいます。全くどうしようもないわけではなくて、入管まで行けば、そういう証明はとれるのかもしれませんが、そういうことも本当に周知されていないまま、この7月9日に新しい制度が施行されてしまったということにとっても残念な気持ちを持っています。せつかくこういう場ですので、協力し合っってそういうこともやっていただきたいな思っています。

それから、節電の問題なんですけれども、京都府が関西広域連合でとても大きな発言力を持って、原発の問題についても府民の安全を確保するべく活動されていることに対し、今後もお願いしたいと思ってるところですが、今日もクーラーが効きすぎているように思います。たとえ借りてる会場ではありましても、府民に節電を呼びかける立場ですから、それはちょっと気をつけていただきたいと思っています。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

どうぞ。

○委員

今、委員が発言された、入管法の改正で、行政の窓口がどうなるのかというのは、非常に関心があって、京都市の多文化共生懇話会でも昨年度まで、それについて問いかけていました。両親が不法入国により強制退去させられて、その子どもだけ1人残されたということがありました。そういったときの行政対応をどうするのか、何にのっってやるのかというところをしっかりと認識することが大事だと思います。子どもの権利条約など、いろんなものがあるということを現場の職員の方、こういう研修の中でやってるのかどうか、細かな対応じゃなくて、どういう姿勢でやるんだということを研修されてるのか、そういったことをお聞きしたいと思ってます。

○座長

ありがとうございます。

それでは、とりあえず今まで出た質問、コメント、できるところからお答えください。

○事務局

府民生活部です。

まず、女性相談事業の、職場関係の相談の特徴など詳細についてですが、職場相談につきましては、女性相談4,551件のうち1,508件が職場関係の相談です。

その1,508件の中の特徴的なものは、まず1番目がメンタル面の相談約300件、会社の制度や会社の対応に関する相談が約220件です。それから社内での人間関係やトラブルに関する相談が約190件で、この三つが特徴的なものです。

それから、この職場相談1,508件の内訳として電話の相談が1,430件と大半で、面談できた相談が約70件。その70件の特徴は、会社の制度に対する疑問や、対応に関する相談、それから人間関係、トラブルに関する相談、この辺が約半数以上を占めており、いずれも解決に至っているという状況です。

電話相談は、相手を特定して行わないため、解決したかどうかまでは追跡把握はできていません。

それから、資料1の27ページの「いのちを考える教室」の関係ですが、これは京都府安心・安全まちづくり推進課と、京都府警察本部が共催で、府内の中学校、高校を中心に、授業の一環として、おおむね2時間ぐらいを標準に、道徳の時間などを利用して、自分も他人も大切にす気持ち、犯罪の被害者にも加害者にもならないようにするといった心構えを若いうちから感じ取っていただきたいということをねらいに実施しています。まず犯罪被害者の方やその家族の方の体験談、こういったものを中心に講義をし、その後、講演を受けた生徒によるグループ討議を通じて感じたことや自分たちに何ができるか、そういったことを実際に声に出して話し合ってもらったり、ミニ感想文のような形でまとめて、それを今後の生活なり授業に生かしていくという形で実施をしているものです。23年度は15校、中学校が4校、高校が5校、それから教員の研修として4校、それから中学校PTA対象でも2校実施をしたという状況になっています。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

ほかの部局お願いします。

○事務局

商工労働観光部です。

まず、中小企業労働相談所の関係ですが、京都テルサの中に府が直営で設置しています相談所です。先ほど報告しました1,812件の相談はそちらで受けた相談件数になります。

それから、労働相談の解決の状況ですが、労働基準監督署や労働委員会のように、権限を持っていないので、継続的な雇用であるとか、自主的な解決に対するアドバイスなどが中心になります。そういう意味もあって、相談しやすい環境を第一に考えており、匿名の電話相談が8割以上という状況ですので、解決に至ったかまでは追いきれてない状況です。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

○事務局

警察本部です。

まず最初に、いじめの問題ですが、警察では学校や教育委員会の関係機関と連携を図りつつ、いじめに関する相談対応、犯罪等の違法行為に対する捜査、指導を実施するとともに、少年サポートセンターに配置されている臨床心理士によるカウンセリングの実施など、被害少年の特性に配慮した専門的な対応に努めているところです。

ヤングテレホンの相談を受けた後の関係機関との連携等については、警察では、学校や教育委員会等の関係機関と連携し、少年の健全な育成のための活動を推進しているところですが、少年相談の対応では、少年の特性や保護者の意思に配慮し、相談内容に応じた助言や関係機関への連絡、引継ぎなど、適切な対応に努めているところです。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

教育委員会、お願いします。

○事務局

大津のいじめの件ですが、学校の対応であったり、大津市教育委員会の対応が適切であったのかと聞かれると、いろんところで問題があったのかな感じています。先日の亀岡の事故の場合は、緊急にスクールカウンセラーの先生も含めて、行政職員、指導主事、そしてカウンセラーや看護師と、緊急に学校現場まで配置をするという緊急対応も府では実施してしまして、学校をどのように支えるのかや、あるいは学校の先生方に一定方向性を

示しながら、これからの対策、対応について一緒に考えていくというようなシステムをつくっています。

そういう中でいろんな動きが、ある程度、スムーズに進められたのではないかと考えていまして、今回のいじめのケースについても、都道府県教育委員会としてはそういうお手伝いができるのかな思っているところです。

いじめについては、基本的にはどこの学校でも、現に起こっているということを前提にいろんな取り組みをしてほしいと常々言っています、例えば大津市のこの学校でもアンケート調査をされてたようですが、当然それは事件が起こってからという部分もあるだろうし、定期的にやる部分もあるだろうし、いろんな形でアンケート調査をして、実態把握をしてほしい、それをきちっと教育委員会等に報告してほしいと、この間、ずっとお願いをしていますし、そこで隠してしまうと、今回のようなことになってしまうので、それはやはりきちっとやってほしいと、引き続きお願いをしていきたいと思っています。

それから、委員が発言されたように、子どもたちがもしそういういじめに遭ったときに、先生や親にもなかなか言えないときに、駆け込み寺的な相談機関が必ず必要だと思っています。これについても毎年、年間、春や学期の終わり、年度の終わりなどに、そういういじめの相談機関を書いたカードを作ったり、相談マップとして、いじめだけではなくて、いろんな相談にかかわる機関を一覧表にしたものを作って全児童生徒に配っています。

そういうものは継続して配っていかないと、捨ててしまったり、すぐなくしてしまったりすることもあるので、年に2回ほどそういう形で毎年配っています。そういう啓発を子どもたちにはしっかりして、いざというときにはこういうところが助けてくれるよというメッセージは出していきたいと思っています。

それから、もう一つは、今年も京都府採用試験で小・中・高等学校の教員を500人ぐらい採用しています。経験を積んだ先生から、そういういじめについての対応などをしっかり伝承していくことが必要と思っています。若い先生がしっかり受け継いで、子どもたちの悩みや相談をしっかり受けとめられるような研修なども必要だろうし、改めて、府としても研修用のガイドラインのような研修資料も、今回の事件を受けて、もう一度見直さないといけないし、あるいは児童虐待もそうですが、チェックリストで担任の先生が子ども一人一人の状況をチェックすることをやっていますが、それらも改めてつくっていく必要があるのではないかと考えています。

最後に、当然、市町村の教育委員会、それぞれ教育委員や教育委員長、あるいは教育長等、そして、それぞれの学校の校長先生にも、改めて今回の事件を通じて何を学んでいただくのかというあたりも、府としても発信をして、研修会等をしていかないといけないだろうと、今、考えてるところです。

それから、亀岡の交通事故の件ですが、大変痛ましい事件が起りましたが、こういう重大な事故が起こったときに、特に小学校というのは、担任の先生がほとんどですので、教室に授業に行くと、職員室に残っているのは校長先生と教頭先生と事務の職員の3人だけというところがあります。そこにマスコミ各社が何十社とあの学校の周りに取材に来られてたり、上空はヘリコプターが飛んでいるというような状況で、子どもたちを落ちつかせて授業をしっかりとやってもらうには、スタッフが確実に足りない状況になりますので、職員等の緊急配置をしました。その中でも残念なことに、教頭先生が情報を漏らしてしまうという事件が起きてしまいました。

これについては、記者発表等もしましたが、一定の処分をしています。

それから、子どもたちの支援ということで、その後もスクールカウンセラーの先生を複数配置をしたり、あるいは保健室に相談に来る子どもたちも多いということもあるので、保健室の先生、養護教諭を増員をしたり、あるいは教育相談担当者を配置したりと、府としても、子どもたちの心のケアがどうしても必要ですので、そうしたケアがしっかりできるように対応しています。

今、ちょうど1学期が終わりましたので、子どもたちの状況をもう1回、全体的に総括をして、2学期以降、どういう対応が必要なのかについて議論をしているところです。引き続き、子どもたちのケアについてはしっかりできるように、府としても応援をしていきたいと思っています。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

○事務局

国際課です。

1点目は、例えばの発言だったかもしれませんが、留学生ハウスに世帯持ちの子どもが入った場合の学校へのつなぎをどうするかという質問については、現在の留学生ハウスそ

のものは単身用ですが、確かに家族で来られる方もおられますし、また、日本人学生とのシェアも必要じゃないかという意見もありますので、第2、第3の留学生ハウスの整備において検討していきたいと思います。

それから、入管法、住民基本台帳法の改正については、国際センターでも相談窓口を設けています。外国籍府民の8割ぐらいは京都市在住ですので、京都市とも連携して相談窓口の周知を進めていきたい、そのように考えています。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

○事務局

入管法の改正の問題について、教育委員会から、今進めていることを紹介します。

7月9日の改正によって、申請手続きの猶予期間があるとはいうものの現実に高校生が学校を休んで申請手続きに行く場合は、従来の市町村の役場ではなくて、入管の出張所に行かなければいけないということを踏まえまして、全府立学校の校長あてに、まず入管法の制度改正の趣旨を職員に徹底するよう依頼しています。それと併せて、もし在籍する生徒の中で手続上、どうしても学校を欠席しなければならない場合に、欠席扱いにはしない配慮をいただくようお願いしています。7月の中旬に周知しているところです。

以上です。

○事務局

人権啓発推進室です。

庁内の連携のあり方についての非常に重要な指摘をいただきました。特に、人権というテーマ、個人の尊厳を扱う、重要なテーマを扱っている我々は、みんな同じ気持ちで人権問題解決に向けてそれぞれ取り組んでいるところでありまして、日常的に意見交換をしながらやっているつもりですが、まだまだ十分連携ができてない部分もあろうかと思います。

しかしながら、よりよい人権啓発の事業をやっていこうという気持ちは、みんな同じだと思っていますので、さらにまた連携をしっかりとやっていきますので、よろしく願います。以上です。

○座長

ありがとうございます。

あと質問、追加説明あるかと思えますけど、また個別に事務局へお願いします。

次に報告事項の説明をお願いします。

報告事項

(1) 東日本大震災に係る支援状況等について

①東日本大震災に係る京都府による支援の概要について

○事務局

防災・原子力安全課です。

パワーポイントを使って、簡単に説明をさせていただきます。

昨年、3月11日に地震が起きまして、マグニチュード9.0、震度7や震度6強の大きな地震と大きな津波でした。津波は、資料には9.3メートル以上となっておりますが、実際は福島の海岸線の痕跡見ますと21メートルを超えてたという話です。被害状況につきましても、人的被害、それから建築物の被害、こういう形で非常にたくさんの大きな被害が出たということなんです。

それから何と言っても、福島第一原子力発電所の事故が大きな災いをもたらしていました、この交流電源が津波によって喪失して、その後、次々、水素爆発を起こして放射能が出たということになっています。昨年12月に、冷温停止状態で、発電所そのものの事故は収束という形で国が発表しておりますが、実態としましては、その後も汚染水が漏れたり、温度が上がったりして、安定した状態にはなっていません。

京都府の支援につきましては、まず3月11日に、地震が発生しまして、すぐに地震対策連絡会議を開いています。この時点では余り情報がなくて、余り動けなかったのですが、その日のうちに消防の援助隊や、府警広域緊急援助隊、それから医者や災害派遣医療チームがすぐに出動しています。

その後の京都府の支援につきましては、関西広域連合の枠組みの中で行うことになりました。この関西広域連合というのは平成22年12月に府県域を超えたいろんな広域的な行政課題に取り組むことや、国の出先機関の受け皿となって地方分権を推進することを目的に設立されました特別地方公共団体です。構成団体は、京都府を含め、資料にある自治体が構成団体になっています。

3月13日に、この関西広域連合の構成府県の知事が一つに集まり、被災地支援を協議し、

このときに継続的でそれぞれ責任を持った支援をしていこうということで、カウンターパート方式という、それぞれの構成府県が担当の支援先の県を決めてやっていくことを決めています。このときに京都府は福島県を主に支援することになりました。

それから、14日には京都府の災害支援対策本部を設置しまして、福島県に現地連絡員を派遣しています。

それから、16日に関西広域連合現地連絡所として、福島県内に連絡所を設置します。

京都府は、この会津若松と、福島県庁所在地の福島市の2カ所に連絡所を置きました。この福島県庁の連絡所につきましては、県の災害対策本部に出席しまして現地の情報などを京都府に伝え、それから効果的な支援のための調整を行っていました。こちらの会津若松市の連絡所の職員は、京都府職員の避難所支援が会津若松市や郡山市の周辺で行ったことから、その職員の後方支援や福島県と京都府を結んで職員と避難者を輸送しましたバスの運行手配、そのような役割を担っていました。具体的には、支援職員を24時間避難所に送っていきまして、その職員を銭湯に連れていったり、いろんなニーズを聞き取って物を届けたりと、いろんな仕事をやっていました。

これは沿岸部の原発の関係の避難区域の状況〈資料の10〉です。順番に避難区域が広がっていった、4月には警戒区域、立ち入りができない警戒区域と、計画的避難区域ということで、放射線量が高いため1カ月以内に退去するようというような地域などに分類されています。本年4月1日以降、1年以上経ってから、ここの区域は順次見直されていて、帰還困難地域とか、居住制限地域とか、避難指示解除準備地域への再編が、今、進められているところです。

次に、京都府の主な支援内容ですが、まず物的支援としまして、現地の要請に基づく物資を送付しています。3月14日から8月4日まで16回、トラックで輸送しまして、123.5トンの物資を送っています。府民の皆さんからの提供物資も送っています。

それから、先ほどの職員を送るバスに、いろいろ避難所向けの細かな物資とかを載せて支援をしていました。

これが府庁の中庭ですが、こういう形でトラックに積み込んで発送しました。こちらは現地の避難所の中の物資を集配しているところの様子です〈資料の12〉。

それから、避難地への人的支援ですが、府職員の避難所運営支援として、これも県庁から避難所の運営支援をしてほしいと要請がありましたので始めたものですが、3月21日か

ら8月31日まで、最大6カ所の避難所に24時間体制で職員を送っていました。5日交代制で34往復、京都からバスを出しまして、夜に引き継ぎして、次の者に替わる形で、延べ2,207人送っています。

この体育館等、一時避難所の写真〈資料の13〉がありますが、3月中旬には7万人を超えていましたが、順次閉鎖をされまして、12月末には一時避難所のすべてが閉鎖されています。

それから、専門職員の派遣ですが、健康相談等保健師等の被災者ケアとして、3月15日から延べ780人という形で送っています。それから、医療救護班を3月18日から夏まで1,197人、それから心のケアとして医者や看護師等を、会津若松を中心に延べ420人、それから教育活動支援チームを651人、岩手県に給水の関係で225人行っています（資料の14）。

福島県内での避難者の数字ですが、3月22日にピンク色のところが避難所におられた人数ですが、本当は最大7万人ぐらいおられた時期もありまして、その後、こういう形で避難者数が減ってきました。この一次避難というのは体育館等で、二次避難というのは旅館等に、一次避難の体育館から環境改善をするということで旅館等に移動していただいた方がこの二次避難の数です。大体8月末ぐらいにおおむね一次避難所については収束したということになっています（資料の15）。

8月末で一次避難所が収束しましたので、その後、復興に向けて京都府の支援も技術職員の長期派遣という形にシフトをしていきまして、具体的には被災した漁港とか港湾の復旧工事の技術職員〈資料の16〉や放射性物質の検査業務等、それから治山施設の災害復旧などの技術職員を中心とした長期派遣を開始しまして、これらの職員を半年から1年間、一定の期間で福島県の職員の身分もあわせ持つ形で派遣をしています。その他の短期派遣も、継続して一部行ってきたところです。

福島県の避難者ですけども、現在でも16万人が県の内外に避難されてまして、7月3日現在の状況ですが、福島県内の仮設住宅に3万2,725人、民間借り上げ住宅が6万1,494人、公営住宅等に1,290人、合計10万人近い方が仮設住宅と、それからアパートなどに避難をされています。福島県外への避難者も6万人ぐらいおられて、最大避難先は山形県の1万2,000人という形になっています。

京都府の被災者の受け入れですが、まず被災者の移動手段の提供ということで、3月21日から、8月末まで京都と福島間を、支援職員の輸送とともに避難者の移動手段として活

用するという考え方でバスを運行しまして、279世帯508名の被災者に利用していただいています。府も876人の職員を送ってきたところでは、

京都府の受け入れの住宅の確保ですが、京都府としては府営住宅、職員住宅、国家公務員宿舎、これは国のほうから取り壊し予定の国家公務員宿舎を借りているところでは、それから、京都市の市営住宅や民間借り上げ、そういう住宅を活用しまして、6月末現在で289世帯779人の方が入居されています。資料の19の括弧書きは、一旦来られた方の数で、残っておられるのが289世帯779人という形になっています。

このほかにも行政に頼らずに自分で避難されている方を足しますと約1,000人近い方、400世帯ぐらいの状況になっています。

京都府の住宅の受け入れの特徴につきましては、8割弱が福島県から、その避難者の6割強が原発関係、その7割弱が自主的な避難ということです。自主的な避難というのは、原発の近くで避難を求められている地域以外の少し離れたところから放射線を不安に思っ

て逃げてこられてる方です。住宅入居に際しての支援としましては、生活支援物資の提供、それから日赤から家電セットの提供、あと京都府としてエアコンの無償レンタル設置を行っています。

それから、府内に来られた避難者への支援ですが、行政に頼らずに自分で避難されている方も区役所の窓口で被災者登録していただくと、京都府でも把握できますので、そういう方と住宅に受け入れた方を足した形で、いろんな支援情報を、2週間に1回のペースで封筒に入れて定期送付させていただいています。

次に、府営住宅等の入居可能期間なんですけど、当初1年という形でしたが、現地の状況や復興の状況が芳しくないものから、応急仮設住宅の入居可能期間の延長に伴いまして、順次延長してきているところでは、現在、入居から3年間という形で入居可能期間を延長しています。

それから、こちらに来られた避難者に対して就職支援等の特別窓口を設置しています。ハローワークでも被災者向けの求人を受けてマッチングしています。臨時職員等への雇用とか、新規就労される方の支援やいろんな相談会の実施、また、京都ボランティアセンターが昨年行ったんですけど、同郷の方に集まっていただいて、避難者のネットワークづくりという形で、県人の集いというのでも開催しています。

あと、京都府主催のイベントや関連施設への招待なども行ってまして、こういう情報

も先ほどの支援情報定期便で避難者の方にお知らせをしています。

それから、今後、行政だけでなく、民間支援団体と連携して、それぞれができることをやることによって、より避難者のニーズを踏まえた支援をやっていこうという形で、プラットホーム会議というのを3月に設置しています。現在、このプラットホーム会議の意見を踏まえて、避難者のニーズ把握のためのアンケート調査を実施していきまして、取りまとめ中です。避難者の方には、母子避難者が35%ぐらいおられまして、住宅、就労、健康面などいろいろお困りのことをアンケートでお聞きて、行政や民間の支援団体が何ができるかということを検討していこうと、進めているところです。

次に、現地の課題を踏まえた支援として、風評被害や経済面での支援も必要ということで、京都府のイベントや施設における特産品の販売や観光PR、後で説明されますが、現地で避難してストレスがたまっている子どもの京都への受け入れ、高校職業科の生徒の受入事業など行っています。

さらに京都の特徴を生かした支援ということで、京都大学と連携協定を締結しまして、福島県へ放射性物質の除染についてのアドバイスを رفتり、長期避難中の児童、保護者等の心のケアのために京都府の病院の先生、それから京都大学の病院の先生によるチームの派遣をこの6月から45週間という形で行っています。

今後の支援ですが、さまざまな課題が現地にまだまだたくさんあります。放射性物質の除染とか、特に放射能の問題については大変困難な問題がありまして、よく報道もされていますが、除染により生じた土砂等の仮置き場さえ見つからないというような状況で、なかなか進まない状況です。

京都府として当初の応急的な対応の支援から、インフラ復旧を中心としました技術職員の派遣、長期派遣への展開をしてきましたが、さらに京都大学との連携によるような京都の特徴を生かした現地の支援を行っていくことや、一方で京都に受け入れた避難している方が安心して生活できるようにアンケートをとりまして、ニーズを把握して、行政と民間支援団体が連携して支援を行っていこうと考えています。

簡単ですが、以上です。

○座長

ありがとうございました。

次に「ふくしまっ子応援 京・体験プロジェクト」についてお願いします。

②「ふくしまっ子 京・体験プロジェクト」等について

○事務局

ただいまの説明の中でもありましたが、教育委員会から、特に子どもの支援にかかわっての取り組みについて報告します。

「ふくしまっ子応援 京・体験プロジェクト」以外にもさまざまな取り組みをやっているところです。資料につきましては、資料4をご覧ください。

最初に、被災児童生徒の受け入れや入学料の免除、あるいは就学支援といった、就学機会を確保する大きな取り組みが一つです。それと先ほどもありましたけども、教職員住宅への受け入れやあるいは公立学校共済宿泊施設への宿泊料全額無料など、そういった住居支援、それからパソコンや学習教材、教具、体操服、また通学用の自転車など、さまざまな日用品を支援する物的支援といった、大きな取り組みもありますが、特に心の復興支援と人的派遣の2つについて説明します。

まず、「ふくしまっ子応援 京・体験プロジェクト」についてですが、これは東日本大震災における原発事故によりまして、長期の避難所等での生活を余儀なくされた福島県在住の小・中学生を対象にしまして、京都に招いて夏休みの期間中に京都の文化体験や、あるいは京都大学での科学体験、それから職業学科で学ぶ府立高校生との実習体験といった、いわゆる社会教育事業という形で実施をしたものです。

23年度につきましては、小学生は3泊4日、中学生は5泊6日、参加人数は小学校は40名で、中学生は38名でした。

この取り組みの特徴としましては、資料4の裏面をご覧ください。これは教育委員会のホームページにも掲載していますが、世界の文化遺産をめぐるたり、あるいは京都大学の総合博物館に行ったり、それから府立高校、去年は海洋高校の「みずなぎ」という船にも乗ってもらったり、須知高校のアイスクリームづくりなど、いろいろな体験をしてもらいました。

それと欄外に書いていますように、さまざまな団体の方にも寄附金等、あるいは物的な支援もいただきながら実施しました。主に教員志望の大学生のボランティアも、延べ20名参加し、学生に小・中学生の相手をしてもらいながら、取り組みをしたところです。

参加した子どもたちはもう大変喜んでいました。子どもたちが福島に帰ってから保護者

からも何通か手紙をいただきまして、福島での子どもたちの様子というのが、見えない放射能汚染との戦いで、大人が想像する以上の不安を子どもたちが抱えている、それをたった数日間だったけども、本当に子どもたちが笑顔を取り戻した、ありがとうございましたというような、本当に温かいお手紙をいただきました。

それから昨年度、この「ふくしまっ子応援 京・体験プロジェクト」と並行しまして、高校生同士の交流を柱とした高校職業学科生徒実験・実習受入事業も実施しています。それぞれ特色を持つ職業学科の高校同士の交流ということで、小高商業高校が福知山の府立工業、それから相馬農業高校が農芸高校や須知高校と、いわき海星高校が府立海洋高校と、それぞれ生徒たちが参加をして実習をしながら交流しました。

24年度につきましては、このふくしまっ子の小・中学生を対象としたプログラムと、高校生の実験・実習の受入事業も継続して実施していく予定で、今、最終受け入れ人数をほぼ確定しているところです。大変希望が多く、抽せんで人数を確定していると聞いています。

資料4の広報資料にも掲載していますが、例えば海洋高校でしたらダイビング実習を行うなど、農業系の高校と水産系の高校でそれぞれの学校が持つ特色を最大限に生かした取り組みをする予定です。

それから、もう一つは、人的派遣ということで、昨年度につきましては教育活動支援チームの派遣をしました。先ほどの説明でも教育からの支援チーム、延べ651名という報告がありました。それにつきましては、4月21日から7月21日までの間、1団で5、6名の教員と指導主事、それからスクールカウンセラーというような形で、少人数編成で第14次まで派遣をしてきたところです。派遣人数93名、派遣日数105、延べ651名となっています。

本当に学習補助や心のケア、教職員への支援など、書類、名簿が全部流出して、学校に何も名簿が残ってないという学校もあったと聞いていますので、そういった本当に細かい支援も柔軟に対応してきました。

その中で、特にスクールカウンセラーの臨床心理士のニーズが高く、国の緊急スクールカウンセラーの派遣事業を活用しまして、1月10日から3月16日にかけて、これは10団の編成ですけども、1名のスクールカウンセラーを福島県内の3町にそれぞれ派遣しました。これについては、市町の教育委員会からもぜひとも継続してほしいという要望もあり、24年度につきましては、特にスクールカウンセラーに重点を置いた人的派遣事業を特化して

行う予定です。

その概要ですが、9月3日月曜日から来年の3月15日金曜日の、比較的長期間にわたりまして、第26陣編成でスクールカウンセラーを、特にニーズの高いと言われてる福島県の新地町と飯舘村という市町に派遣することを決定したところです。また、現地の状況によりまして、スクールカウンセラーの追加派遣も、別途検討していく必要があると思っております。

このような形でできるだけ子どもたちを京都に招き入れると同時に、向こうで人的に不足しているスクールカウンセラーを派遣をしていく、双方向のこういう支援を今年度につきましても実施していくこととしています。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

今まで説明いただいたので、簡単にコメントないし質問ありましたら、委員のほうからお願いします。

委員、どうぞ。

○委員

被災者というよりは、京都に避難された方に対する就職の問題について、やはり京都の企業が求人された中身と、それから被災されて一時的にこちらへ来られてる方のニーズが全くマッチングしなかった状況であったと思ってまして、大まかな結果を教えていただきたいと思います。

それから、瓦れき処理の問題について、プラスもあればマイナスもあると思います。京都府としてはどういうふうにご考えておられるのか、早々と舞鶴市は手を挙げておられました。別に京都府の公式見解でなくて結構ですので、どう考えておられるのか教えてください。

それともう一つ、今、最後に緊急スクールカウンセラー等の説明がありましたが、その前に実施状況の報告であったトータルアドバイスセンターのアドバイザーとはどういう方がなられるのかを教えてくださいたいと思います。

以上、3点です。

○座長

具体的な問題ですので、お願いします。

○事務局

商工労働観光部です。

被災者の就職の状況ですが、まずジョブパークで特別窓口を設置し相談を行いました。5月末のデータですが、相談件数としては全体で202件相談でした。来所が130件、電話が72件で、全体のうち就労の関係が193件で、ほとんどだったと聞いています。

ハローワークのデータによると、被災者の方からの就職申し込み件数は459件で、そのうち就職に結びついたのは183件で、全体として4割弱ぐらいが就職に結びついたと聞いています。

対する求人は、1,555名分あったと聞いていますが、23年の8月末ぐらいに実施した被災者の方へのアンケートによりまして、希望される職種というのが正社員の長期ということもあって、なかなかマッチングもそのときは進まなかった状況と聞いています。

以上です。

○事務局

文化環境部です。

瓦れき処理の問題につきまして、後日回答させていただきます。

○事務局

教育委員会です。トータルアドバイスセンターについて、これは伏見区にある総合教育センターの教育相談部を中心に組織をしているもので、アドバイザーとして臨床心理士の資格を持った教員や精神科の先生、または臨床心理士の先生方に入っていて、それから電話相談員も置いてまして、そうしたものをトータルとしてトータルアドバイスセンターと呼んでいます。子どもや保護者の教育相談を中心にいろんな活動をしてもらっているというところです。

○座長

ありがとうございます。

それでは最後に「人権強調月間」における取り組み、説明ください。

(2)「人権強調月間」における取組等について

○事務局

人権啓発推進室です。

簡単に説明させていただきます。資料6をご覧ください。

8月は毎年、人権強調月間ということで、重点的に人権啓発活動を毎年行っているところです。例年、街頭啓発とかコンサートなどをやっております、特に今年の新たな取り組みとして、1番のところに「命の一冊」の募集を考えております。これは府民の皆さんから命の大切さを考えるきっかけになった図書、今まで読んだ本の中で何か印象に残った図書、自分にとって「命の一冊」というのを考えるきっかけになった図書などの募集をします。それを府民の皆さんでホームページ上で共有することで、より多くの方々に命の大切さについて考えていただく機会を提供したいと考えています。

生きる勇気をくれた1冊や何か道に迷ったときに行き先を示してくれた1冊、くじけそうになったときに手を差し伸べてくれた1冊など、そういった本を応募いただいて、それをまた多くの方にご覧いただき、それによって命の大切さについて考えていただけたらと取り組むものです。

次に「ハートフルコンサート」と裏面に「HUMAN LIVE KYOTO2012」、先ほどカラーのチラシも配布しましたが、こういった音楽イベントを実施予定です。

さらに若者の啓発活動について、有識者による座談会の開催を予定しています。

簡単ですが、以上です。

○座長

ありがとうございます。

今度世界人権問題研究センターで、京都府、滋賀県、それから姫路市、和歌山、奈良県と、人権意識調査が行われた結果をテーマにシンポジウムを行います。それぞれの調査のテーマは違うが、一つの浮かび上がる共通の問題は、若い世代、若年層の人権意識がほかの世代と比べてちょっとずれてるんですね。ですから、そうなると、その原因とか、これは調査の仕方にも原因があるかもしれませんが、やはり時間の経過とともに問題があるんじゃないかと思えますし、いじめ等の現象等を見ても、もう少し若い世代に広げた啓発が必要ではないかと思えます。

○委員

うちの大学で学生がプロジェクトを組んでイベントを行います。福島出身の学生がいます、その子が是非招きたいということで、演劇と放送をやっている相馬高等学校の放送

局の子たちを呼んで上演する予定です。福島からいろんな発信はあるんですけども、高校生の声が発信されているのはあまりないので、ぜひ伝えたいということで、そんな催し物を行います。よろしくお願いします。ありがとうございます。

○座長

ほかの委員、何か、全体を通してありますか。府行政システム全体として垣根を越えて、縦割り行政の弊害が出ない形で取り組むように心がけていただきたいというのが共通のメッセージだったと思います。何かこの際言っておきたいことありましたら、委員、どうぞ。

○委員

さっき言い落としてしまったことで、入管法が変わることで、一番心配されてるのが在留資格を持たない外国人のことです。今までは外国人登録証明書というものが市町村から発行されてましたが、公的な身分を証明するものが全くなってしまうとなると、これからどのように公的な福祉サービスを受けることができるのかできないのか心配されます。この前、新聞社の調べによっても、自治体によってどうも対応に差が出るのが懸念されてるというような状況だということを新聞に書かれていました。

そういう意味では、京都府ではどのようにスタンスを定めているのか、本当は聞きたかったのですが、またそういうこともぜひ、外国人の不利益にならない形でそういうスタンスを定めていただきたいなとお願いしておきたいと思います。

○座長

もし既に決まってる方針があれば、なければ、今の意見を生かした対応をしていただきたいと思います。

それでは、これでマイクを事務局にお返しします。ありがとうございました。